

## 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画進捗状況

### 施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

#### 総括目標

	指標	27年度 実績値	27年度 目標値	28年度 目標値	30年度 目標値
1	ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合	65.7%	65.6%	67.1%	70.0%

取組方向 障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんに理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

#### 1 みんなで考え方行動するユニバーサルデザインのまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	27年度 実績値	27年度 目標値	28年度 目標値	30年度 目標値	平成27年度取組実績	平成28年度取組計画	担当課
(1)意識啓発の展開	ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを図るとともに感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めます。 また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」や「ペビーカーマーク」に関する取組等ユニバーサルデザインに関する情報を、イベント、ホームページ等さまざまな機会や手段を活用して発信します。	ア 県のユニバーサルデザインのまちづくりのホームページ等多様な媒体を活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。						ユニバーサルデザインに配慮された製品の紹介や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合した施設の情報、おもいやり駐車場登録施設等をホームページに掲載し情報の提供を行いました。	引き続き、ユニバーサルデザインに配慮された製品の紹介や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合した施設の情報、おもいやり駐車場登録施設等をホームページに掲載し情報の提供を行うとともに、研修会等でも製品の展示や紹介を行っていきます。	地域福祉課
		イ 市町、市町等教育委員会、社会福祉協議会等と連携して、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します。	県・市町およびUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	57校/年	55校/年	55校/年	55校/年	・県は、「ユニバーサルデザインのまちづくり出前授業」を県内の公立学校20校に対し、実施しました。 ・津市や伊賀市などにおいて、37校で出前授業を実施しました。 ・教育現場において継続的にユニバーサルデザインの授業に取り組んでもらうことを目的に、津市、津市教育委員会と協働で教職員を対象とした研修会を実施しました。 ・県内の各校長会等において、「ユニバーサルデザインのまちづくり出前授業」についてPRを行いました。	・子どもたちのユニバーサルデザインの意識づくりを進めるため、県内の小中学校を中心に、引き続き出前授業を実施していきます。 ・多くの学校で出前授業を実施してもらえるよう、各市町教育委員会に対し働きかけを行うとともに、校長会等の会議でPRを行っていきます。	地域福祉課
		ウ 自治会・事業者等を対象にユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修を実施します。	県・市町およびUD団体等が事業者等に実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	32回/年	10回/年	10回/年	10回/年	UD団体が、内容を企画するとともに講師を務め、三重交通(株)8営業所の乗務員研修を実施し、意識および接客スキルの向上を進めました。 市町、社会福祉協議会と連携し、UD団体が主となり自治会等で研修を実施しました。	地域でのユニバーサルデザインの意識づくりを進めるため、UD団体を中心に講師を依頼し、市町等と連携しながら自治会・事業者等への研修を実施していきます。	地域福祉課
		エ 多くの人が集まるイベントやショッピングセンター等で、「三重おもいやり駐車場利用証制度」や「整備基準適合証プレート」に関する取組等ユニバーサルデザインに関する取組の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。	県・市町およびUD団体等がイベント等で実施するユニバーサルデザインのまちづくりの啓発回数	33回/年	20回/年	20回/年	20回/年	「三重おもいやり駐車場利用証制度」周知啓発キャンペーンをUD団体、市町、社会福祉協議会等と連携して実施し、ショッピングセンターやスーパーマーケット等店舗での啓発を8回、イベント等での啓発を25回実施しました。	地域のイベントや行事等で、UD団体、市町等と連携し「三重おもいやり駐車場利用証制度」等UDの啓発を実施していきます。	地域福祉課
		オ 障がい者、高齢者、妊産婦等歩行が困難な人の外出支援のため、平成24年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、利用証が必要な人への周知を図るとともに、事業者等の「おもいやり駐車場」の設置を促進します。	「おもいやり駐車場利用証」の交付者数(累計)  「おもいやり駐車場」の登録区画数	36,586人  4,076区画	33,000人  4,050区画	39,000人  4,200区画	50,000人  4,500区画	妊産婦の有効期間について、「産前4か月から産後6か月まで」を「母子健康手帳交付時から産後1年6か月まで」に拡大しました。 また、制度改正に伴い、県・各市町広報やテレビ、ラジオ等でも周知を図りました。  税務署、年金事務所、公共職業安定所等の国の機関や主要な観光施設に制度の趣旨を説明し、積極的に働きかけたことにより、登録区画数を増加させました。	制度を知らない方や利用証を掲示していない車の駐車があるため、引き続きイベント等で周知啓発を行っていきます。  引き続き未登録の観光施設や様々な事業者に働きかけ、登録区画数を増加させます。	地域福祉課

	力 キ	妊娠婦にやさしい環境づくりを推進するため、「マタニティマーク」の普及啓発を進めます。	マタニティマークを知っている県民の割合	59.3%	57.7%	61.8%	70.0%	学校出前授業で使用する「ユニバーサルデザインのまちづくり」のパンフレットに、マタニティマークについて掲載し、子どもたちへの啓発を行いました。 新規採用職員研修や出前授業等においてもマークの紹介をすることにより啓発を行いました。	出前授業や研修で引き続き啓発を進めるとともに、イベント等においておもいやり駐車場とあわせて啓発を進めていきます。	地域福祉課	
		公共交通機関等における子育て中の人の円滑な移動の確保のため、国及び交通事業者等と連携し、「ベビーカーマーク」の普及啓発を進めます。	ベビーカーマークを知っている県民の割合	27.4%	6.0%	12.0%	25.0%	新規採用職員研修や出前授業等において周知啓発を行いました。			
(2)人権尊重意識の高揚	県民の皆さん一人一人が、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなどユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。	ア	ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚を図るため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動等、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	2,360人/年	2,150人/年	2,200人/年	2,300人/年	県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくよう、国や市町、地域の団体等と連携し、県民に身近な場所や参加しやすい時間帯に講座等を開催するなど、人権意識の高揚を図るための取組を推進しました。	県民の人権意識の高揚を図るために、さまざまな主体と連携・協働して、研修会・講演会等を実施するなど、啓発機会の充実に努めています。	人権課
		イ	住民組織、NPO・団体、事業者等地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていくよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。					地域において、人権が尊重されるまちづくりが展開していくことをめざし、地域の住民等が主体的に行う研修会等に講師派遣等の支援を行い、さまざまな主体による自主的な活動を促進しました。	人権が尊重されるまちづくりの取組を県内全域に広げていくため、住民組織等が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行い、さまざまな主体が人権尊重の視点で活動するための取組を推進します。	人権課	

## 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

項目	内容	取組内容	指標	27年度 実績値	27年度 目標値	28年度 目標値	30年度 目標値	平成27年度取組実績	平成28年度取組計画	担当課
(1)ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成	<p>ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。</p> <p>このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう支援します。</p> <p>また、UD団体の構成員の高齢化が進んでいることから、UD団体と協働して後継者の育成を進めます。</p>	ア	県が養成したUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう、研修や意見交換会を開催し、学習機会の提供を図るとともに、各種の研修の開催情報やユニバーサルデザインに関する情報の発信を進めます。					・意見交換会において、企業研修を実施した団体から報告を行ってもらい、情報の共有を図るとともに今後の取組の参考となるようにしました。 ・学校出前授業の受講者アンケートの結果を実施団体に提供し、今後の授業が効果的に実施できるようにしました。	引き続き、学習機会の提供や情報提供を図り、UDアドバイザーの活動を支援していきます。	地域福祉課
		イ	地域でのユニバーサルデザインの啓発活動を担う人材を確保するため、UD団体による人材育成の取組を進めます。	県が実施するUDアドバイザーのフォローアップに関する研修等(ユニバーサルデザインセミナーやUD団体意見交換会等)の実施回数	5回/年	5回/年	5回/年	・志摩、松阪、四日市において、UD団体の会員を対象に研修を実施しました。 ・11月にユニバーサルデザインセミナーを実施しました。 ・3月にUD団体との意見交換会を実施しました。	引き続き、学校出前授業の講師等地域でUDの啓発活動を行っているUDアドバイザー等に対し、研修を実施します。	地域福祉課
		ウ	ユニバーサルデザインのまちづくりに関わる多様な人材の連携を図り、それぞれが効果的に活動できるよう、情報の共有を進めます。					・UD団体意見交換会を開催し、活動状況等の情報共有を図りました。 ・UD団体と社会福祉協議会等の連携を図り、効果的な学校出前授業の実施を進めました。	引き続き、UD団体、市町や社会福祉協議会等との連携や情報の共有を進めています。	地域福祉課
(2)すべての人々の社会参加の促進	<p>ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。</p> <p>このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活を送るとともにその能力が最大限に發揮できる環境づくりを進めます。</p>	ア	障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着等それぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。					・障がい者の就労を進めるために実施した障がい者就労支援事業により、平成27年度は99人が福祉的就労から雇用契約に基づく就労に移行しました。 ・実践能力習得型の障がい者委託訓練の実施や関係機関と連携した就職面接会の開催、ステップアップカフェの機能を活用した企業や県民への理解促進の取組などにより、障がい者の就労を支援しました。 また、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークを立ち上げ、情報交換、交流等の支援を行いました。	引き続き、障がい者就労支援事業等により障がい者の就労を支援します。 実践能力習得型の障がい者委託訓練の実施や関係機関と連携した就職面接会の開催、ステップアップカフェの機能を活用した企業や県民への理解促進の取組などにより、障がい者の就労を支援します。 また、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークの活動を通じて企業の主体的な取組を支援します。	障がい福祉課 雇用対策課
		イ	平成25(2013)年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組みます。					平成27年度調達方針の中で平成26年度を上回る調達目標額を設定し、優先調達の拡大を進めた結果、障害者就労施設等への発注額は83,960千円となりました。	平成27年度を大きく上回る調達目標額を設定した平成28年度調達方針に基づき、優先調達の取組を進めます。	障がい福祉課
		ウ	平成33(2021)年に開催が予定されている第21回全国障害者スポーツ大会に向けて、指導者の育成や障がい者スポーツ団体の育成等を行い、障がい者スポーツの参加意欲の向上と機会の充実を図ります。					・全国障害者スポーツ大会競技種目のうち、未設立だった競技種目の団体を設立しました。 ・全国大会等に出場する選手の育成支援を行いました。 ・上級障がい者スポーツ指導員、障害区分判定員や全国障害者スポーツ大会のみで実施される競技の審判員を養成しました。	・全国障害者スポーツ大会団体競技の強化支援を行い、ブロック予選会出場をめざします。 ・全国大会等に出場する選手の育成支援を行います。 ・上級障がい者スポーツ指導員、障害区分判定員や全国障害者スポーツ大会のみで実施される競技の審判員を養成します。 全国障害者スポーツ大会の情報支援ボランティアを養成するための検討を行います。	障がい福祉課
		エ	聴覚や視覚に障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の講習受講者数	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の講習受講者数	69人/年	67人/年	72人/年	82人/年	・手話通訳者、要約筆記者の養成講座を開催し、全国統一試験を実施しました。 ・盲ろう者通訳介助員の養成を新カリキュラムに基づき27年度から養成を始めました。 ・点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を開催しました。	継続して手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成を行います。

オ	言語や文化の多様性を認め合い、多言語での情報提供、外国人住民が抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決や多文化共生の啓発等に、NPO、経済団体、行政等さまざまな主体と連携して取り組み、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めます。	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数	202団体	200団体	205団体	215団体	外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりに向けて、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して取り組みました。	平成28年3月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いている多文化共生社会づくりに向けて、さまざまな主体と連携して取り組みます。	多文化共生課
カ	子どもの成長等に関して、子育て中の人および家族を地域全体で支援していくため、人材育成、ネットワークづくり等支援策を実施していきます。						みえ次世代育成応援ネットワークと連携して「子育て応援！わくわくフェスタ」を東紀州地域で初めて開催し、約6,500人の子育て家庭等の参加がありました。 また、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」の認証数は累計11,085人となり、当初目標の10,000人を達成しました。	「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域や企業、団体等さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守る取組を進めるとともに、団体・NPOによる子育て家庭を応援する取組を人的、資金的、物的に支援します。 あわせて、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図り、民間の事業者における子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成を図るため、「子育て家庭応援クーポン」協賛店舗の拡大に取り組みます。 また、市町と連携して、子育て家庭を応援する「子育ち・子育てマイスター養成講座」や祖父母世代の方を対象とした「孫育て講座」を開催し、市町における子育て家庭を応援する取組を促進します。	少子化対策課
キ	高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症について正しく理解し、認知症の人および家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成することにより、認知症となっても地域において安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。	認知症サポーターの数(累計)	124,746人	125,000人	140,000人	175,000人	認知症を正しく理解し、認知症の人への「応援者」である「認知症サポーター」と認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」を養成するため、住民や企業等を対象に講座を開催し、124,746人(平成28年3月末現在)を養成しました。	引き続き、認知症サポーターを養成するとともに、養成した認知症サポーターが様々な場面で活動できる仕組みづくりについて市町とともに検討していきます。	長寿介護課

## 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画進捗状況

### 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

#### 総括目標

	指標	27年度 実績値	27年度 目標値	28年度 目標値	30年度 目標値
1	多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合	62.6%	67.3%	68.2%	70.0%

#### 取組方向 ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人が、安全で自由に移動し、安心して快適に

施設を利用する環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。

また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

#### 1 安全で自由に移動できるまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	27年度 実績値	27年度 目標値	28年度 目標値	30年度 目標値	平成27年度取組実績	平成28年度取組計画	担当課
(1)歩行空間の整備	だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、「UD条例」の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。	ア 県が管理する道路において、幅が広く(2m以上)段差の少ない歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、「UD条例」の整備基準等に基づいた歩行空間の整備を進めます。	安全に移動できる歩道整備延長	1,278km (平成27年4月1日現在)	1,272km	1,278km	1,286km	歩行者などの利用者が少ない箇所は、地域の実情に応じた歩道幅員により整備を行い、早期に危険箇所を解消できるように努めました。	引き続き危険箇所を優先に、地域の実情に応じた歩道幅員にて整備を行い、だれもが安心して利用できる歩行空間の整備を行っていきます。	道路管理課
		イ 主な生活関連経路を構成する道路を中心に、音響信号機、高齢者等感応信号機等バリアフリー対応型信号機の整備を進めます。	主な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	89.3%	90.0%	90.5%	91.0%	平成27年度は、高齢者感應信号機3基、音響式(視覚障害者用付加装置)信号機2基を整備し、生活関係経路等におけるバリアフリー対応信号機は計5基の整備を推進しました。	今後も生活関係道路を中心とした、高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応信号機の整備を計画的に推進し、平成30年度までに、設定目標値の達成を目指します。	県警本部 交通規制課
(2)交通システムの整備	だれもが安全で自由に移動できるよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化を、国・市町・交通事業者等と連携して進めます。	ア 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化(エレベーターの設置等)を支援します。	エレベーターが設置されている駅の数	25駅	26駅	26駅	27駅	パリアフリー法に基づき国が策定する「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、「平成32年度までに1日平均利用者数3,000人以上の駅を原則として全てバリアフリー化する」ことが目標とされていることから、県内の対象駅(近鉄伊勢若松駅、JR松阪駅)のバリアフリー化を支援しました。	継続で近鉄伊勢若松駅、JR松阪駅、新規で近鉄松阪駅、近鉄阿倉川駅のバリアフリー化に対して補助を行い、近鉄阿倉川駅を除く3駅は、平成28年度に完成する予定です。また、未整備の駅については、鉄道事業者や国、地元市町と調整し、引き続き事業化に向けた検討を行います。	地域福祉課
		イ 路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。						路線バスのバリアフリー化に向け、三重県生活交通確保対策協議会バリアフリー化部会において、三重県生活交通改善事業計画について協議を行い、バス事業者によるノンステップバス27台が導入されました。	バス事業者がノンステップバスを導入する場合は、引き続き三重県生活交通確保対策協議会バリアフリー化部会において三重県生活交通改善事業計画について協議を行います。	地域福祉課
		ウ 県内の鉄道やバス路線等の駅名、停留所名について、日本語が十分に理解できない外国人、路線図等を色彩で識別できない人等にもわかりやすい簡略記号等の導入の検討を、交通事業者と連携して進めます。						三重県総合交通ビジョンに掲げた「交通機関ナンバリングによる利便性の向上」をめざし、事業者による取組の普及を図りました。平成27年度は近畿日本鉄道株式会社が駅ナンバリングを全線で実施するとともに、案内サインや放送での多言語対応を進めました。	引き続き、三重県総合交通ビジョンに掲げた「交通機関ナンバリングによる利便性の向上」の理念に基づき、交通事業者や関係団体に交通機関ナンバリングの導入など、外国人も利用しやすい公共交通機関づくりを働きかけます。	交通政策課
(3)案内表示等の整備	だれもが円滑に移動できるよう、多くの人が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。 また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。	ア 県有施設やその周辺において、ピクトグラム(絵文字)を使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。						ユニバーサルデザインセミナーの開催や「わかりやすい情報の提供のためのガイドイン」により、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めました。	引き続き、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。	地域福祉課
		イ 道路案内標識については、基準に基づき、また国・市町等他の道路管理者等と連携して整備を進めます。						道路案内標識について、基準に基づき、また各道路管理者と連携して、わかりやすい案内標識の整備に努めました。	引き続き、わかりやすい案内標識の整備を行っていきます。	道路管理課

## 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

項目	内容	取組内容	指標	27年度実績値	27年度目標値	28年度目標値	30年度目標値	平成27年度取組実績	平成28年度取組計画	担当課	
(1)施設整備を担う人たちへの啓発	平成33(2021)年に開催が予定されている第76回国民体育大会および第21回全国障害者スポーツ大会の会場をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、「バリアフリー法」や「UD条例」の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。	内容と同じ	県・市町が実施するユニバーサルデザインの考え方や「UD条例」についての施設整備担当者向けの説明会等の実施回数	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年	県や市町の営繕部局の担当者会議や福祉施設の整備担当者、事業者向けの研修会等にて、ユニバーサルデザインの考え方について説明を行いました。	引き続きユニバーサルデザインの考え方について説明会等を行います。	地域福祉課	
(2)快適に利用できる建築物等の整備	だれもが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めます。「バリアフリー法」や「UD条例」に基づき、審査や指導を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮された建築物等の事例をホームページ等さまざまな媒体を活用して紹介します。また、県立学校等県有施設において、多機能トイレやエレベーターの設置等バリアフリー化を進めます。	ア	「UD条例」の整備基準に適合した施設に「整備基準適合証プレート」を交付し、バリアフリー化した施設の明確化を図ります。	商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,735施設	2,727施設	2,867施設	3,150施設	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設の設計段階で事前協議を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付しました。	条例に基づきバリアフリー化され適合証を交付した商業施設等は、これまで累計で2,735施設となりましたが、事業者及び県民の方々の認知度が高くないため、広報、出前講座、事業者・設計者等への働きかけなどを通じて普及啓発を図っていきます。	地域福祉課
		イ	県立学校等県有施設の多機能トイレやエレベーターの設置を利用者の視点に立って進めます。	①県立学校の多機能トイレ設置率 ②県立学校の身体障がい者対応エレベーターの設置率	①95.9% ②56.8%	①98.6% ②56.8%	①98.6% ②56.8%	①100% ②59.0%	エレベーターについては、既設設備の更新を1校で行いましたが、新規整備はありませんでした。 多機能トイレについての整備実績はありませんでした。	平成29年4月に移転開校する東紀州くろしお学園本校に多機能トイレを、また、同年6月に移転開校予定であるかがやき特別支援学校草の実分校・あすなろ分校にはエレベーター及び多機能トイレを設置する予定です。	学校経理・施設課
(3)快適に利用できる公園の整備	県が管理する公園について、「UD条例」の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園とするため、遊歩道やスロープ、多機能トイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。	内容と同じ						県営大仏山公園の歩道(園路)の新築に当たり協議があったため、条例の整備基準に基づき審査を行い、だれもが利用しやすい公園の整備を進めました。	県が管理する公園の新築に当たり協議があれば、条例の整備基準に基づき審査を行い、引き続きだれもが利用しやすい公園の整備を進めます。	地域福祉課	
(4)だれもが住みよい住宅の普及	「UD条例」に基づき、だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向けた情報提供等を進めます。 また、住宅のバリアフリー化に関する相談に対応できる人材を、「住まい改修アドバイザー」として「人財バンク」に登録し、広く県民の皆さんに情報を提供します。	内容と同じ	住まい改修アドバイザー研修会の実施回数(累計)	18回	18回	19回	21回	平成28年3月に、住まい改修アドバイザー研修会を開催しました。 参加者は52名でした。	今年度もアドバイザー研修会を開催し、広く県民の皆さんに情報提供できるよう取り組みます。 (12月開催予定)	住宅課	

## 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画進捗状況

### 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

#### 総括目標

	指標	27年度 実績値	27年度 目標値	28年度 目標値	30年度 目標値
1	日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報紙やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合	50.9%	47.2%	49.9%	55.0%
2	行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	51.1%	53.0%	55.4%	60.0%

**取組方向** 利用者の要望や期待に応えた製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。  
また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊娠婦、子育て中の、外国人等それぞれの特性に合わせたわかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

#### 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

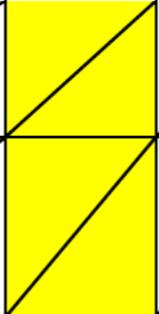
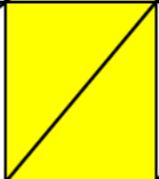
項目	内容	取組内容	指標	27年度 実績値	27年度 目標値	28年度 目標値	30年度 目標値	平成27年度取組実績	平成28年度取組計画	担当課
(1)ものづくりを担う人たちへの啓発	ユニバーサルデザインの考え方方に配慮されたものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う工業高等学校の生徒等に対して、研修等ユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。							高校や大学において出前授業を行い、ユニバーサルデザイン基礎講座および視覚障がい等の体験研修を実施しました。 また、会場に製品を展示したり、講座の中でユニバーサルデザインに配慮された製品等を紹介しました。	引き続き、出前授業等を実施し、UDIに関する意識づくりを進めています。	地域福祉課
(2)ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進	さまざまな機会や手段を活用して、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品について、出前講座等学習の機会やホームページ等さまざまな機会や手段を活用して、情報を提供します。	ア イ	県民の皆さんに身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、出前講座等学習の機会やホームページ等さまざまな機会や手段を活用して、情報を提供します。  イ イ					学校出前授業や研修の際に身近なユニバーサルデザインの事例紹介や、ユニバーサルデザインに配慮された製品の展示を行ったり、ホームページに掲載することにより情報提供を行いました。	引き続きホームページでのユニバーサルデザインに配慮した製品等の紹介や出前授業や研修の際に情報提供を行っていきます。	地域福祉課
								県におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の利用を積極的に進めるため、県出納局が行っている事務用品等の単価契約において、13品目のユニバーサルデザイン配慮製品を選定しました。	ユニバーサルデザインに配慮した事務用品等の新製品の情報を収集し、県出納局が行っている事務用品等の単価契約において、ユニバーサルデザイン配慮製品の選定を一層進めます。	会計支援課

## 2 だれもがわかりやすい情報の提供

項目	内容	取組内容	指標	27年度実績値	27年度目標値	28年度目標値	30年度目標値	平成27年度取組実績	平成28年度取組計画	担当課
(1)わかりやすい情報提供の意識づくり	だれもが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って情報を発信していきます。また、このガイドラインについて、市町・事業者等へも周知し、活用を促進します。	ア 県が印刷物等を作成する場合において、ユニバーサルデザインに配慮し、文字の大きさや色づかい、外国語の併記等わかりやすい情報の発信を進めます。	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報の提供を意識している県職員の割合	92.2%	100%	100%	100%	平成28年3月に「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を改訂し、簡易版を全職員に配布しました。 新規採用職員研修において、わかりやすい情報の提供を含むユニバーサルデザイン概論の研修を実施しました。	引き続き、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報提供を研修等を通じて、周知徹底していきます。	地域福祉課
		イ 県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」について、市町・事業者等に情報を提供し、わかりやすい情報の発信を促進します。						「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」をホームページで公開するとともに、会議や研修の際、ガイドラインを配布し周知や活用を促しました。	会議や研修の機会を利用し、引き続きわかりやすい情報の提供について周知していきます。	地域福祉課
(2)さまざまな方法を用いた情報の提供	視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人等日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。	ア 県政情報の提供に際し、視覚に障がいのある人への配慮として、印刷物の作成にあたっては、音声コードの掲載等を推進します。						「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して、音声コードの掲載等を推進しました。また、「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の音訳を作成しました。	印刷物の作成時に、音声コードの掲載等や音訳の作成を推進していきます。	地域福祉課
		イ 県政情報の提供に際し、聴覚に障がいのある人への配慮として、データ放送や携帯電話での文字情報サービスの活用等を推進します。						・県広報紙、データ放送、新聞広告、テレビ・ラジオ、ホームページなど、媒体の特性に応じた、より効果的・効率的な県政情報の発信に努めました。 ・データ放送については、28年度からのリニューアルに向けて、目にやさしい配色やピクトグラムを活用するなどユニバーサルデザインへの対応に取り組みました。 ・県提供のテレビ番組については、28年度からの番組編成に向けて、全番組への手話通訳及び字幕対応に取り組みました。	・県広報紙、データ放送、新聞広告、テレビ・ラジオ、ホームページなど、媒体の特性に応じた、より効果的・効率的な県政情報の発信に努めます。 ・データ放送については、目にやさしい配色やピクトグラムを活用するなどユニバーサルデザインに配慮した情報提供を行います。 ・県提供のテレビ番組については、全番組への手話通訳及び字幕対応を行います。	広聴広報課
		ウ 外国人住民が生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、ホームページ等を通じて、外国人住民のニーズに合わせ多言語で迅速に提供します。						健康、安全、教育、文化などの行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で提供しました。 ①情報掲載数:映像情報 12件 文字情報 72件 ②ページビュー数(閲覧されたページの合計数):月平均 15,972	多言語ホームページで、新たに地域の課題や取組についての情報などを含め、映像情報を2月に1件程度、文字情報を毎月4件程度提供します。	多文化共生課
		エ 外国人観光客の利便性の向上を図るため、無料公衆無線LANをみえ旅案内所を中心に、引き続き整備の支援を行っていきます。						無料公衆無線LAN(FreeWiFi-MIE)について、民間通信事業者(8社)の協力を得て、民設民営方式でFreeWiFi-MIEの拡大を図りました。また、三重県海外誘客促進環境整備補助金事業を実施し、54箇所の無料公衆無線LANの整備を支援しました。	無料公衆無線LAN(FreeWiFi-MIE)について、協力事業者の拡大と観光施設、店舗等への周知を推進し、民設民営方式のFreeWiFi-MIEの拡大を図ります。	海外誘客課
		オ 防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」で、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語およびスペイン語により防災情報を提供します。						英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語およびスペイン語による防災情報の提供を行いました。	引き続き、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語およびスペイン語による防災情報の提供を行います。	防災対策総務課
(3)情報ネットワークを活用した県政情報の提供	多くの人がいつでもどこでも必要な県政情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。また、ホームページについては、アクセシビリティ(目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ)の向上とともに、ユーザビリティ(使いやすさ)の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。	ア できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。						多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用した情報の提供を進めました。また、おもいや駐車場利用証制度の制度改正や手続等について、ホームページに掲載するとともに、県・各市町の広報への掲載やテレビ、ラジオを通じ情報提供を行いました。	引き続き、できるだけ多くの人が必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。	地域福祉課
		イ 現在の「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン」の見直しを図り、より一層のアクセシビリティとユーザビリティの向上に努めます。						システムの老朽化等に起因する県ホームページのユーザビリティ・アクセシビリティの低下に対応するため、平成28年度のリニューアルに向けて、システムの抜本的な改善に取り組みました。	新システムの運用にあわせて現行のガイドラインを見直し、ユーザビリティ・アクセシビリティの向上に努め、ユニバーサルデザインの実現に取り組みます。	広聴広報課

### 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

項目	内容	取組内容	指標	27年度実績値	27年度目標値	28年度目標値	30年度目標値	平成27年度取組実績	平成28年度取組計画	担当課	
(1)だれもが利用しやすい行政サービスの提供	ユニバーサルデザインの考え方方に配慮し、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図るとともに、わかりやすい表示や利用しやすい窓口サービスの提供を進めます。 また、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、広報活動や職員対応要領の策定を進めるとともに、法施行後も普及啓発に努め、策定した職員対応要領に基づく配慮を実施します。	ア	インターネットを活用した電子申請受付システムや県有施設等での施設予約システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を進めます。	①ユニバーサルデザインの考え方により、行政サービスの提供を意識している県職員の割合	87.9%	100%	100%	様式DL(149,703件) 納税証明書や法人変更・廃止申告書、生活保護法に関する指定介護機関の申請書、道路占用許可申請書などの様式がダウンロードされています。  申請件数(22,658件) 教員、県職員、警察官等の採用試験関係(約5,900件)や伊勢志摩サミット三重県民会議シンボルマーク県民投票(約3,600件)、三重県で開催される国体の「愛称」と「スローガン」募集(約2,100件)、自動車税送付先変更届出(約1,900件)などで利用されています。	自宅や会社のパソコン、携帯電話・スマートフォンを使って、各種申請や届出などの手続を行うことを可能としている当システムの利用を促進することで、県民サービスの向上を図ります。	情報システム課	
		イ	平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、県民の皆さんへの広報、啓発活動を進めます。	②「障害者差別解消法」に基づく県および市町等における職員対応要領の策定状況	30.3%	30.3%	57.6%	100%	県政だより、県政チャンネル、出前トーク、街頭啓発等により周知啓発を行いました。	出前トークをはじめ様々な機会を活用して周知啓発に取り組みます。	障がい福祉課
		ウ	「障害者差別解消法」の趣旨を理解し、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、職員対応要領を策定し、これに基づく必要かつ合理的な配慮を実施します。					国の「障がいを理由とする差別の解消に関する基本方針」に即して、三重県職員対応要領を策定しました。	職員対応要領未策定の市町等に対して策定するよう働きかけを行います。	障がい福祉課	
(2)ユニバーサルデザインに配慮された顧客サービスの提供	商業施設等の事業者に対して、ユニバーサルデザインに関する研修や「障害者差別解消法」に関する啓発等を実施し、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人们それぞれの特性に合わせたサービスの提供を促進します。 また、ユニバーサルデザインの観点からサービスの向上が図られた施設の情報をホームページ等で提供する仕組みについて検討します。		内容と同じ					観光事業者等を対象にした研修会でおもいや駐車場利用証制度についての説明を行い、駐車区画の登録及び増設を依頼しました。 また、おもいや駐車場の登録施設の情報をホームページ等で公表しました。	引き続き、各種研修会等において、おもいや駐車区画の登録、増設等ユニバーサルデザインの取組への協力を依頼していきます。	地域福祉課	
(3)バリアフリー観光の推進	平成25年6月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ(おもてなし)に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。	ア	観光客が、観光スポット、観光施設、飲食施設、交通機関等において、観光関連サービスをバリアを感じることなく受けられるよう、施設情報、交通情報、医療機関情報等バリアフリー観光に関する情報提供を進めるとともに、相談に応じられる人材の育成に努め、地域におけるコンシェルジュ(総合案内)機能を強化します。	バリアフリー観光案内対応職員数(観光案内所の機能強化)	11人	10人	20人	30人	伊勢志摩バリアフリーセンターが調査した各観光地域のバリアフリー情報や三重県バリアフリー観光ガイド「みえパリ」等を使用し、①障害者、高齢者に対する案内レクチャー②障害者差別解消法の解説③経験に基づいた事例集による案内方法等を題材にしたバリアフリー・コンシェルジュ研修を観光関連事業現場担当者を対象に県内3カ所で実施しました。	観光関連事業現場担当者を対象に県内2カ所でバリアフリー・コンシェルジュ研修を実施予定。	観光政策課
		イ	観光関連サービスを提供する事業者に、バリアフリー観光に関する情報を提供するとともに、バリアフリー観光に関する研修等学習の機会を提供し、従業員のホスピタリティ(おもてなし)の向上を図ります。					同上	同上	観光政策課	
		ウ	バリアフリー観光の視点を取り入れた施設等について、さまざまな媒体を通じて積極的に紹介することにより、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。					日本一のバリアフリー観光推進県をめざす三重県の観光地をパーソナルバリアフリー基準で調査した観光ガイドブック「みえパリ」をメディア等に紹介するとともに、三重県バリアフリー観光推進大会を実施することでバリアフリーに対する機運を醸成しました。	引き続き「みえパリ」について、観光セミナー等で紹介するとともに、観光施設等のバリアフリー追加調査及びアドバイスを実施し、「みえパリ」の改訂に向けた取組を進めます。	観光政策課	

(4)だれもが参加しやすいイベントの実施	県が実施するイベントにおいて、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。また、その手法について、市町・事業者等への展開を進めます。	ア	県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、ユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。		平成22年度に改訂した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」の見直しを検討しました。	「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を合理的配慮の観点から見直しを行い最新情報を改訂します。	地域福祉課
		イ	県が実施する講演会やイベント等において、手話通訳者や要約筆記者の配置を進めます。		「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進しました。また、ユニバーサルデザインセミナーの開催時、手話通訳者2名、要訳筆記者4名を配置しました。	引き続き、講演会やイベント等において、手話通訳者や要約筆記者の配置を進めます。	地域福祉課